

目 次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 本給（第10条～第18条）
- 第3章 給与の特例等（第19条～第22条）
- 第4章 諸手当（第23条～第38条の2）
- 第5章 雑則（第39条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、[国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年規程第2号。以下「就業規則」という。）](#)第39条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類、支給日及び計算期間）

第2条 職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
（1）本給 （2）本給の調整額、管理職手当 初任給調整手当、扶養手当 地域手当、住居手当 通勤手当、単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 給与調整額、職務付加手当 長期在宅手当	その月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当を除く。） 超過勤務手当 休日給	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
特殊勤務手当（公開講座開講 手当）	一の公開講座の末日が属する月 の翌月の17日	一の公開講座の初日から末日まで
期末手当 勤勉手当	6月30日 及び 12月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

備考 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員が希望した場合は、その指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（給与の計算）

第4条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が退職した場合には、その日までの本給を支給する。

- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 本給以外の諸手当の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）及び職務付加手当の支給については前各項の例により支給する。

（給与の即時払）

第5条 職員が各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

- 一 退職（死亡を含む。）したとき
- 二 解雇されたとき

（非常時払）

第6条 本人又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与をすみやかに支払う。

- 一 結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- 二 病気又は災害の費用にあてるとき
- 三 帰郷費用にあてるとき
- 四 その他特に必要と認めたとき

（1時間当たりの給与額）

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額（第38条第5項の給与調整額の本項の適用については学長が必要であると認めたものに限る）、職務付加手当及び長期在宅手当の月額合計額を155で除して得た額（以下、この項において「基礎時給額」という。）とする。ただし、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務1時間当たりの給与額は基礎時給額に100分の125を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当の支給される作業又は業務に該当する場合（教員特殊業務手当については、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。）は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本給

（本給）

第10条 本給は、本給表に定める級号俸の本給月額とする。

2 本給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸及び本給月額については、学長が定める。

（本給表の種類及び適用範囲）

第11条 本給表の種類及び各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- 一 一般職本給表
 - イ 一般職本給表（一） 別表第1
 - ロ 一般職本給表（二） 別表第2
- 二 教育職本給表
 - イ 教育職本給表（一） 別表第3
 - ロ 教育職本給表（二） 別表第4
 - ハ 教育職本給表（三） 別表第5
- 三 医療職本給表
 - イ 医療職本給表（二） 別表第6

ロ 医療職本給表（三） 別表第7

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類し、標準的な職務の内容は学長が定める。

3 就業規則第56条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる職務の級に応じた本給月額とする。

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮する。

2 初任給の決定方法については、学長が定める。

（昇進）

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇進させることができる。

（降格）

第14条 就業規則第10条第1項に該当した場合は、下位の級に降格させることができる。

2 就業規則第10条の2又は第10条の3第2項による降任の場合は、降任後の職務に応じ、下位の級に降格させる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第15条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第16条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第17条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準とする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員における第1項の規定による昇給については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

第18条 （削除）

第3章 給与の特例等

（休職者の給与）

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額《労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額》を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認め

られるときは、１００分の１００以内）を支給することができる。

- ６ 職員が就業規則第１４条第１項第４号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の１００分の７０以内を支給することができる。
- ７ 職員が就業規則第１４条第１項第５号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の１００分の１００以内を支給することができる。
- ８ 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前７項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（サバティカル制度の給与）

第１９条の２ 職員が就業規則第２３条第１項の規定によるサバティカル制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ１００分の６０を支給することができる。

（長期研究・長期研修制度の給与）

第１９条の３ 職員が就業規則第２２条の２の規定による長期研究・長期研修制度により職務を免除されているときは、その期間中、本給等及び勤勉手当のそれぞれ１００分の６０を支給することができる。

（育児休業等の給与）

第２０条 育児休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、第３４条及び第３５条に規定する基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間に応じ、学長が定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
- 四 育児短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、[国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第１１条の２](#)により定められたその者の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業等の給与）

第２１条 介護休業等をしている職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。
- 三 介護短時間勤務職員の本給月額、その者に適用される本給表に定める本給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に応じた額に、[国立大学法人愛知教育大学職員の育児・介護休業等に関する規程第１１条の３](#)により定められたその者の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 四 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（配偶者同行休業者の給与）

第２１条の２ [国立大学法人愛知教育大学職員配偶者同行休業規程（２０２２年規程第４９号）](#)により、配偶者同行休業をしている職員（以下、「配偶者同行休業職員」という。）の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 配偶者同行休業職員のうち、第３４条及び第３５条に規定する基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 三 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間に応じ、学長が別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、その勤務しないことにつき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び本給の調整額の半額を減ずる。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護時間の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上1時間未満の端数は30分に切り下げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

第4章 諸手当

（本給の調整額）

第23条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

（初任給調整手当）

第25条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員（教育職本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に対して支給する。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員は除く。）に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満66歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

（地域手当）

第27条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、[国立大学法人愛知教育大学職員給与細則](#)（2004年細則第3号。以下「給与細則」という。）に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給月額に、[給与細則](#)に定める支給割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第28条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国又は国立大学法人から宿舍を貸与されている職員を除く。）
- 二 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国又は国立大学法人から貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要であると認めたもの

2 住居手当の月額は、前項の区分に応じて[給与細則](#)に定める額とする。

（通勤手当）

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、給与細則に定める前項の区分に応じた額とし、月あたり55,000円を超えない範囲内とする。
（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動（[国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程（2004年規程第17号）](#)により在職期間が通算される異動に限る。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて給与細則に定める額を加算した額）とする。
（特殊勤務手当）

第31条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 高所作業手当
- 二 入試業務手当
- 三 公開講座開講手当
- 四 幼稚園教員資格認定試験業務手当
- 五 日本留学試験業務手当
- 六 極地観測手当
- 七 削除
- 八 大学・附属学校間授業担当手当
- 九 安全衛生業務手当
- 十 教員特殊業務手当
- 十一 教育実習等指導手当
- 十二 教育業務連絡指導手当
- 十三 クロスアポイントメント手当

3 前項に規定している業務のほか、学長が認める特別な業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給することができる。
（超過勤務手当）

第32条 所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等

教員特別手当、給与調整額、職務付加手当及び長期在宅手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の125（その勤務が、深夜において行われた場合及び1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

- 2 前項に定める勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（休日給）

- 第33条 休日給は、休日に業務上の必要により勤務することを命じられた場合で、休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えていない時に、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、管理職手当の支給を受けている職員には支給しない。

一 代休を取得した時は、所定の労働時間の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の35を支給し、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき同条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

二 代休を取得しない時は、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、給与調整額及び職務付加手当の月額合計額を155で除して得た額の100分の135（その勤務が、深夜において行われた場合は100分の160、前条の規定に該当する勤務と合わせて、1ヶ月について60時間を超える部分は100分の150（ただし、1ヶ月について60時間を超える部分で深夜に行われた場合は100分の175））を休日給として支給する。

- 2 前項に定める休日に勤務した全時間は、その給与期間における勤務した時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（期末手当）

- 第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第35条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（勤勉手当）

- 第35条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職（死亡を含む。）した職員についても同様とする。

（義務教育等教員特別手当）

- 第36条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する教育職員に8,000円を超えない範囲内で支給する。

（教職調整額）

- 第37条 （削除）

（給与調整額）

- 第38条 給与調整額は、次の各項に従い給与の支給額を調整する。

- 2 [国立大学法人愛知教育大学職員採用等に関する規程第3条](#)により、公立学校の教員から人事交流により採用となった附属学校に勤務する教育職員に対し、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による管理職手当及び地域手当の支給額との差額を補填する。

- 3 前項に該当する職員のうち、人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給月額が、本学で決定された級の最高号俸の本給月額を超える職員については、その差額を前項の給与調整額に加算する。

- 4 附属幼稚園に勤務する教育職員に対しては、前二項による給与調整額他に、月額11,000円の給与調整額を支給する。

- 5 学長は、職員に対し、特別の事情によりこの規程によることができないとき、又は著しくこの規程が不適當であると認めるときは、経営協議会及び役員会の承認のうえ、給与調整額として支給できる。

（職務付加手当）

第38条の2 職務付加手当は、職員のうち、著しく負担のかかる職務を付加された者に、その付加された職務に応じて支給する。

（長期在宅手当）

第39条 3ヶ月以上継続して1ヶ月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間全部を在宅勤務することを命ぜられた職員に対し月額3,000円を支給する。なお、当該職員の通勤手当について、本規程に基づき通勤状況に応じ調整する。

第5章 雑則

（実施に関し必要な事項）

第40条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となった者に係る給与等については、別に発令がなされない限り、2004年3月31日前の給与等に係る従前の取り扱いを引き継ぎ、この規程における当該各条項の適用があったものとみなす。
- 3 職員が[国立大学法人愛知教育大学職員出向規程（2004年規程第5号）](#)により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 4 [就業規則第13条](#)に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向（第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。）については、第27条第3項の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。
- 5 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、調整手当相当額を支給する。

附 則（2004年規程第63号）

この規程は、2004年4月26日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年規程第70号）

この規程は、2004年6月15日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則（2004年規程第121号）

この規程は、2004年12月1日から施行し、2004年10月1日から適用する。

附 則（2005年規程第10号）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年規程第33号）

この規程は、2005年6月1日から施行する。

附 則（2005年規程第36号）

この規程は、2005年7月4日から施行する。

附 則（2005年規程第46号）

この規程は、2005年10月24日から施行する。

附 則（2005年規程第51号）

この規程は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則（2006年規程第7号）

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2015年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、同日において受けていた本給月額（2010年1月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則（2010年規程第96号）第2項の適用を受ける職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
 - 一 2010年1月1日において適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものの以外の職員（以下次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。）100分の99.1
 - 二 平成21年度減額改定対象職員以外の職員100分の99.34

本給表	職務の級	号俸
一般職本給表（一）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
一般職本給表（二）	1 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
教育職本給表（一）	1 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 2 号俸まで
教育職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
教育職本給表（三）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
医療職本給表（二）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療職本給表（三）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

3 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。

4 2010年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第17条第3項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
	2 号俸	1 号俸

5 前項の規定にかかわらず、2007年1月1日における昇給の号俸数は第17条に規定する号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、2006年4月1日（2006年4月2日以降に新たに職員となった場合はその日）から2006年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。なお、勤務成績が良好であると認められない職員にあっては昇給させないことができる。

6 職員が[国立大学法人愛知教育大学職員出向規程（2004年規程第5号）](#)により、第27条に規定する地域の機関等に出向する場合には、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。

7 [就業規則第13条](#)に規定する異動のうち、人事交流による復帰を前提とした期限付きの転籍出向（第27条に規定する地域の機関からの異動に限る。）については、第27条第3項の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。

8 職員が文部科学省の研修生に従事する場合は、第27条の規定にかかわらず、地域手当相当額を支給する。

9 第27条に規定する地域手当の月額、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に給与細則に定める支給割合を乗じて得た額とする。

附 則（2007年規程第14号）

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する1時間当たりの給与額は、支給の準備が整うまでの間、本給、本給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を160で除して得た額とする。

附 則（2007年規程第69号）

この規程は、2007年12月25日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2008年規程第40号）

この規程は、2008年4月1日から施行し、第20条第1項第3号については、2007年8月1日から適用する。

附 則（2008年規程第103号）

この規程は、2008年12月24日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年規程第35号）

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則（2009年規程第95号）

この規程は、2009年12月1日から施行する。ただし、別表第1（第11条関係）から別表第7（第11条関係）及び附則（2006年規程第7号）第2項の規定は2010年1月1日から施行する。

附 則（2010年規程第66号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年規程第96号）

1 この規程は、2011年1月1日から施行する。ただし、第33条の規定は2010年4月1日から適用する。

2 2018年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規程により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 第34条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（給与細則第14条第1項の表（1）に定める職員（再雇用職員は除く。以下この項及び次項において「表1の職員」という。）にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（同項に規定する表（2）に定める職員（以下この項において「表2の職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表1の職員に

あつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表（３）に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 第３５条に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額の合計額（表１の職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第１４条第１項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第１５条第１項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（表１の職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に給与細則第１４条第１項に規定する表（１）に定める加算割合を乗じて得た額（表２の職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する表（２）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与細則第１５条第１項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額）

五 第１９条第１項から第７項まで又は第１９条の２の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第１９条第１項 前各号に定める額

ロ 第１９条第２項又は第３項第１号から第３号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ 第１９条第４項第１号及び第２号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第１９条第５項、第６項又は第７項第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第１９条の２第１号から第４号までに定める額に１００分の６０を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（二）	６級
医療職本給表（三）	６級

３ 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

４ 附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２０条から第２２条、第３２条及び第３３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第７条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及び地域手当の月額の合計額を１５５で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を１５５で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

５ ２０１０年４月１日前に５５歳に達した職員に対する附則２項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「２０１１年１月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（２０１１年規程第３２号）

この規程は、２０１１年４月１日から施行する。

附 則（２０１２年規程第１５号）

この規程は、２０１２年２月２１日から施行し、２０１２年１月１日から適用する。

附 則（２０１２年規程第４１号）

この規程は、２０１２年６月１日から施行する。

附 則（２０１４年規程第１１号）

この規程は、２０１４年４月１日から施行する。

附 則（２０１４年規程第３５号）

- １ この規程は、２０１４年１２月１日から施行する。
- ２ ２０１５年１月１日における職員の昇給に関する規定の適用については、第１７条第２項中「４号俸」とあるのは「３号俸」と、「３号俸」とあるのは「２号俸」とする。

附 則（２０１５年規程第６号）

- １ この規程は、２０１５年４月１日から施行する。
- ２ ２０１８年３月３１日までの間、施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額（ただし、附則（２００６年規程第７号）第２項の適用により本給月額のほか、本給として支給した額を除く。）が、同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- ３ 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給する。
- ４ 第３０条に規定する単身赴任手当については、２０１８年３月３１日までの間、同条第２項中「３０,０００円」とあるのは「２６,０００円」とする。

附 則（２０１６年規程第５号）

この規程は、２０１６年２月２４日から施行し、２０１５年１２月１日から適用する。

附 則（２０１６年規程第５７号）

この規程は、２０１６年１２月１３日から施行し、２０１６年１２月１日から適用する。

附 則（２０１７年規程第２２号）

- １ この規程は、２０１７年４月１日から施行する。
- ２ 第２６条第１項に規定する別に定める職員は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるものとする。

附 則（２０１８年規程第３号）

この規程は、２０１８年１月２９日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。

附 則（２０１８年規程第３８号）

- １ この規程は、２０１８年４月１日から施行する。
- ２ 第３８条に規定する給与調整額について、施行日の前日から引き続き教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員にあっては、同条の規定にかかわらず、本給、本給の調整額、管理職手当、地域手当及び義務教育等教員特別手当（この項において「本給等」という。）については、施行日前に受けていた本給等の月額を支給し、採用時に遡り調整された仮定本給月額を基にした人事交流元の給与に関する条例及び規則等による本給等の支給額との差額を施行日現在で算定し、その差額を調整する。

附 則（２０１８年規程第６１号）

この規程は、２０１８年１２月２５日から施行し、２０１８年１２月１日適用する。

附 則（２０１９年規程第３８号）

- １ この規程は、２０１９年１２月２４日から施行し、２０１９年４月１日から適用する。ただし、第２８条の規定は、２０２０年４月１日から適用する。
- ２ 第２８条に規定する住居手当については、２０２１年３月３１日までの間、２０２０年４月１日の前日における住居手当の月額（以下、旧手当額）が２千円を超える職員であって、２０２０年４月１日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、旧手当額から２千円を控除した額の住居手当を支給する。
 - 一 ２０２０年４月１日以後、第２８条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から２０２０年４月１日以後算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２千円を超えることとなる職員

附 則（２０２１年規程第２８号）

この規程は、２０２１年３月１９日から施行し、２０２０年４月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第３１号）

この規程は、２０２２年４月１日から施行する。ただし、第３８条第４項については、２０２２年２月１日から適用する。

附 則（２０２２年規程第５２号）

この規程は、２０２２年６月１３日から施行する。

附 則（２０２２年規程第６６号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第２５号）

この規程は、２０２３年１２月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の第３９条は、２０２４年４月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第３５号）

- １ この規程は、２０２３年１２月２６日から施行し、２０２３年４月１日から適用する。
- ２ 当分の間、職員の本給月額、当該職員が６０歳（教育職本給表（一）の適用を受ける職員については６３歳）に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
- ３ 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。
- ４ 附則第２項の適用を受ける職員の本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び職務付加手当（以下「対象手当」という。）の月額、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
- ５ 就業規則第１０条の２又は第１０条の３第２項により管理監督者以外の職への降任された職員であつて、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が当該管理監督職以外の職への降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額の差額を本給として支給する。
- ６ 前項の規定は、特定日以後の職務または業務を考慮し特に学長が認めた職員については適用しない。
- ７ 前項の規定は、本学以外の国立大学法人又は地方公共団体等において、本学の管理監督職に相当する職にあった者で、人事交流により引き続き本学の職員となった者について準用することができる。
- ８ 附則第５項の規定による本給月額が支給される職員の基礎本給月額が、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額の差額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける特定日本給月額の差額」と読み替えて適用する。
- ９ 附則第５項の規定による本給を支給される職員に対する第１０条（本給）及び第２７条（地域手当）の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは「本給月額と、附則（２０２３年規程第３５号）第５項の規定による基礎本給月額と特定日本給月額の差額の合計額」と読み替えて適用する。

附 則（２０２５年規程第９号）

- １ この規程は、２０２５年１月２８日から施行する。ただし、改正後の別表（第１１条関係）は２０２４年１２月１日から適用し、改正後の第２８条は２０２５年４月１日から施行し、改正後の第２６条は２０２６年４月１日から施行する。
- ２ 前項の規定にかかわらず、２０２４年１２月１日から２０２５年３月３１日の間、改正後の第１１条の別表第１から別表第７については次の各号の別表とする。

- 一 一般職本給表（一） [別表第１ PDF](#)
- 二 一般職本給表（二） [別表第２ PDF](#)
- 三 教育職本給表（一） [別表第３ PDF](#)
- 四 教育職本給表（二） [別表第４ PDF](#)

[五 教育職本給表（三） 別表第 5 PDF](#)

[六 医療職本給表（二） 別表第 6 PDF](#)

[七 医療職本給表（三） 別表第 7 PDF](#)

3 前項各号別表から改正後の第 11 条各号別表への切替時における各職員の号俸の切替については学長が別途定める。

[別表第 1（第 11 条関係）一般職本給表（一）PDF](#)

[別表第 2（第 11 条関係）一般職本給表（二）PDF](#)

[別表第 3（第 11 条関係）教育職本給表（一）PDF](#)

[別表第 4（第 11 条関係）教育職本給表（二）PDF](#)

[別表第 5（第 11 条関係）教育職本給表（三）PDF](#)

[別表第 6（第 11 条関係）医療職本給表（二）PDF](#)

[別表第 7（第 11 条関係）医療職本給表（三）PDF](#)

[別表第 1～第 7（第 11 条関係）（Excel）](#)

別表第1(第11条関係)一般職本給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
再雇用職員 以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				

	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
再雇用職員		154,800	185,100	212,800	231,600	238,900	249,400	270,500	293,100	324,500	348,300

備考 この表は、事務職員及び技術職員（自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者を除く。）に適用する。

別表第2(第11条関係)一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600

48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		

	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
再雇用職員		150,500	166,800	187,300	195,000	218,000

備考 この表は、技術職員（自動車運転手、調理師及び守衛の業務に従事する者に限る。）に適用する。

別表第3(第11条関係)教育職本給表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
	2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
	3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
	4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
	5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
	6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
	7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
	8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
	9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
	10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
	11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
	12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
	13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
	14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
	15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
	16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
	17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
	18	251,900	294,700	368,100	413,000		
	19	253,200	297,400	369,500	414,100		
	20	254,600	300,000	370,800	415,300		
	21	255,900	302,600	372,100	416,300		
	22	257,400	305,000	373,300	417,400		
	23	258,900	307,400	374,500	418,500		
	24	260,400	309,600	375,600	419,700		
	25	261,900	311,800	376,700	420,600		
	26	263,600	313,800	378,100	421,700		
	27	265,300	315,800	379,400	422,800		
	28	267,000	317,800	380,700	423,800		
	29	268,600	319,800	382,000	424,800		
	30	270,500	321,700	383,300	425,900		
	31	272,400	323,600	384,600	427,000		
	32	274,300	325,500	385,900	428,100		
	33	276,100	327,300	387,200	429,100		
	34	277,300	329,200	388,400	430,300		
	35	278,500	331,100	389,600	431,500		
	36	279,600	333,000	390,700	432,700		
	37	280,600	334,700	391,800	433,400		
	38	281,600	335,900	393,000	434,300		
	39	282,600	337,000	394,100	435,200		
	40	283,600	338,100	395,200	436,000		
	41	284,600	338,700	396,300	436,800		
	42	285,700	339,100	397,500	437,700		
	43	286,800	339,500	398,700	438,600		
	44	287,700	339,900	399,800	439,400		
	45	288,600	340,500	400,800	440,100		
	46	289,600	341,000	401,800	441,000		
	47	290,600	341,500	402,800	442,000		
	48	291,500	341,900	403,700	442,900		
	49	292,400	342,300	404,900	443,800		
	50	292,900	342,700	406,300	444,700		
	51	293,300	343,100	407,700	445,700		

	52	293, 900	343, 500	409, 100	446, 600	
	53	294, 300	343, 900	409, 900	447, 600	
	54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600	
	55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500	
	56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500	
	57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400	
	58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300	
	59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200	
	60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200	
	61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000	
	62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400	
	63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000	
	64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600	
	65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300	
	66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000	
	67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300	
	68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900	
	69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300	
	70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700	
	71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100	
	72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400	
	73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700	
	74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 100	
	75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500	
	76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800	
	77	303, 900	353, 600	424, 300	462, 100	
	78	304, 300	354, 100	424, 600	462, 500	
	79	304, 700	354, 600	425, 000	462, 800	
	80	305, 100	355, 100	425, 300	463, 100	
	81	305, 400	355, 600	425, 600	463, 400	
	82	305, 800	356, 300	426, 000	463, 800	
	83	306, 200	357, 000	426, 300	464, 100	
	84	306, 600	357, 700	426, 600	464, 400	
	85	306, 900	358, 300	426, 900	464, 700	
	86	307, 300	358, 900	427, 200		
	87	307, 700	359, 500	427, 500		
	88	308, 100	360, 100	427, 800		
	89	308, 500	360, 600	428, 100		
	90	308, 900	361, 000	428, 400		
	91	309, 300	361, 400	428, 700		
	92	309, 700	361, 800	429, 000		
	93	310, 100	362, 200	429, 300		
	94	310, 600	362, 600	429, 600		
	95	311, 100	363, 100	429, 900		
	96	311, 500	363, 500	430, 200		
	97	311, 900	364, 100	430, 500		
	98	312, 400	364, 600	430, 800		
	99	312, 900	365, 000	431, 100		
	100	313, 500	365, 500	431, 400		
	101	313, 800	365, 900	431, 700		
	102	314, 100	366, 400	432, 000		
	103	314, 400	366, 700	432, 300		
	104	314, 700	367, 100	432, 600		
	105	315, 000	367, 600	432, 800		

	106	315,300	368,000				
	107	315,600	368,500				
	108	315,800	369,000				
	109	316,100	369,400				
	110	316,400	369,900				
	111	316,800	370,300				
	112	317,200	370,700				
	113	317,500	371,100				
	114	317,900	371,500				
	115	318,200	371,900				
	116	318,500	372,300				
	117	318,700	372,700				
	118	319,000	373,100				
	119	319,400	373,500				
	120	319,800	373,900				
	121	320,000	374,200				
	122	320,300	374,600				
	123	320,600	375,100				
	124	321,000	375,400				
	125	321,200	375,800				
	126	321,400	376,300				
	127	321,700	376,800				
	128	322,000	377,200				
	129	322,200	377,600				
	130	322,500	378,100				
	131	322,900	378,600				
	132	323,100	379,100				
	133	323,300	379,600				
	134	323,600	380,100				
	135	324,000	380,600				
	136	324,200	381,100				
	137	324,400	381,600				
	138	324,600	382,100				
	139	324,800	382,600				
	140	325,100	383,100				
	141	325,500	383,600				
	142	325,800					
	143	326,100					
	144	326,400					
	145	326,800					
	146	327,100					
	147	327,300					
	148	327,600					
	149	328,000					
	150	328,300					
	151	328,600					
	152	328,800					
	153	329,100					
	154	329,400					
	155	329,700					
	156	330,000					
	157	330,200					
再雇用職員		198,100	230,100	259,600	278,800	332,800	356,000

備考 この表は、大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第4(第11条関係)教育職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	
	23	244,500	282,500	408,700	
	24	245,800	284,600	410,000	
	25	247,000	286,600	411,600	
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	
	41	267,000	314,300	435,400	
	42	268,000	316,200	436,900	
	43	269,000	318,000	438,100	
	44	269,900	319,700	439,300	
	45	270,600	321,400	440,500	
	46	271,400	323,300	441,800	
	47	272,200	325,000	443,000	
	48	273,000	326,700	444,200	
	49	273,800	328,400	445,300	
	50	274,600	330,200	446,500	
	51	275,300	332,000	447,700	

52	276, 100	333, 700	448, 900
53	276, 900	335, 400	450, 100
54	277, 700	336, 700	451, 300
55	278, 500	338, 000	452, 500
56	279, 300	339, 300	453, 700
57	280, 000	340, 800	454, 800
58	280, 600	342, 400	455, 400
59	281, 400	343, 900	455, 900
60	282, 300	345, 500	456, 400
61	283, 100	347, 000	456, 900
62	283, 700	348, 600	
63	284, 500	350, 200	
64	285, 200	351, 700	
65	286, 200	353, 200	
66	287, 000	354, 800	
67	287, 800	356, 400	
68	288, 500	357, 900	
69	289, 200	359, 400	
70	290, 000	361, 000	
71	290, 800	362, 600	
72	291, 500	364, 100	
73	292, 200	365, 600	
74	292, 900	367, 200	
75	293, 600	368, 800	
76	294, 200	370, 300	
77	294, 800	371, 800	
78	295, 500	373, 200	
79	296, 200	374, 600	
80	296, 800	375, 900	
81	297, 400	377, 200	
82	298, 100	378, 600	
83	298, 800	380, 000	
84	299, 500	381, 300	
85	300, 200	382, 400	
86	301, 000	383, 800	
87	301, 700	385, 100	
88	302, 400	386, 400	
89	303, 100	387, 600	
90	304, 000	388, 900	
91	304, 800	390, 000	
92	305, 600	391, 200	
93	306, 100	392, 400	
94	306, 900	393, 500	
95	307, 700	394, 700	
96	308, 500	395, 900	
97	309, 200	397, 300	
98	310, 000	398, 300	
99	310, 800	399, 300	
100	311, 500	400, 300	
101	312, 300	401, 200	
102	313, 200	402, 200	
103	314, 100	403, 300	
104	314, 900	404, 400	
105	315, 500	405, 100	
106	316, 300	406, 000	

	107	317, 100	406, 900		
	108	317, 900	407, 800		
	109	318, 600	408, 600		
	110	319, 000	409, 400		
	111	319, 400	410, 200		
	112	319, 900	411, 000		
	113	320, 400	411, 600		
	114	320, 800	412, 300		
	115	321, 300	413, 000		
	116	321, 700	413, 700		
	117	322, 200	414, 300		
	118	322, 700	414, 800		
	119	323, 100	415, 200		
	120	323, 600	415, 500		
	121	324, 100	415, 800		
	122	324, 500	416, 100		
	123	325, 000	416, 400		
	124	325, 500	416, 600		
	125	326, 100	416, 800		
	126	326, 400	417, 100		
	127	326, 700	417, 400		
	128	327, 000	417, 600		
	129	327, 200	417, 800		
	130	327, 500	418, 100		
	131	327, 800	418, 400		
	132	328, 000	418, 600		
	133	328, 200	418, 800		
	134	328, 400	419, 100		
	135	328, 600	419, 400		
	136	328, 900	419, 600		
	137	329, 200	419, 800		
	138	329, 400	420, 100		
	139	329, 700	420, 400		
	140	330, 000	420, 600		
	141	330, 200	420, 800		
	142	330, 400	421, 100		
	143	330, 700	421, 400		
	144	330, 900	421, 600		
	145	331, 200	421, 800		
	146	331, 400			
	147	331, 700			
	148	332, 000			
	149	332, 200			
	150	332, 400			
	151	332, 700			
	152	333, 000			
	153	333, 200			
再雇用職員		199, 900	253, 000	274, 100	287, 800

備考（一）この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員
（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）
に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員
の本給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5(第11条関係)教育職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	376,000	
	23	244,500	259,500	377,200	
	24	245,800	260,800	378,300	
	25	247,000	262,100	379,400	
	26	248,100	264,000	380,600	
	27	249,200	265,800	381,800	
	28	250,300	267,600	382,900	
	29	251,500	269,300	384,000	
	30	252,800	271,500	385,200	
	31	254,000	273,700	386,400	
	32	255,200	275,900	387,500	
	33	256,300	278,100	388,600	
	34	257,500	280,300	389,800	
	35	258,700	282,500	391,000	
	36	259,900	284,600	392,200	
	37	261,100	286,600	393,400	
	38	262,300	288,500	394,700	
	39	263,500	290,400	395,900	
	40	264,700	292,200	397,100	
	41	265,900	294,000	398,300	
	42	267,000	295,900	399,600	
	43	268,100	297,700	400,600	
	44	269,200	299,400	401,700	
	45	270,200	301,100	402,900	
	46	271,000	302,900	404,100	
	47	271,800	304,600	405,300	
	48	272,600	306,200	406,500	
	49	273,300	307,800	407,600	
	50	274,100	309,500	408,600	
	51	274,800	311,300	409,900	

52	275,500	313,000	411,100
53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800
68	287,000	339,300	424,200
69	287,700	340,800	424,500
70	288,500	342,300	424,900
71	289,200	343,800	425,200
72	289,900	345,300	425,500
73	290,400	346,700	425,800
74	291,100	348,200	426,200
75	291,800	349,700	426,500
76	292,400	351,200	426,800
77	293,000	352,600	427,100
78	293,700	354,100	427,400
79	294,300	355,600	427,700
80	294,900	357,100	427,900
81	295,500	358,500	428,100
82	296,100	359,800	
83	296,700	361,100	
84	297,300	362,300	
85	297,800	363,500	
86	298,300	364,700	
87	298,800	365,900	
88	299,300	367,000	
89	299,700	368,100	
90	300,300	369,200	
91	300,800	370,300	
92	301,300	371,400	
93	301,600	372,500	
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	

	106	306,800	385,000		
	107	307,100	385,900		
	108	307,300	386,800		
	109	307,500	387,600		
	110	307,700	388,600		
	111	308,000	389,500		
	112	308,300	390,400		
	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		
	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
再雇用職員		186,900	246,400	256,800	273,100

備考（一）この表は、小学校、中学校又は幼稚園に勤務する教育職員

(校(園)長, 副校(園)長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭及び
栄養教諭)に適用する。

- (二) この表の適用を受ける職員のうち, その職務の級が3級である職員
の本給月額, この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6(第11条関係)医療職本給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俵	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			

	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900				
	79	255,100	292,200	329,000	350,100				
	80	255,300	292,500	329,500	350,400				
	81	255,500	292,800	330,000	350,900				
	82	255,800	293,100	330,400	351,200				
	83	256,100	293,400	330,600	351,500				
	84	256,300	293,700	330,900	351,800				
	85	256,500	293,900	331,300	352,200				
	86		294,100	331,700	352,500				
	87		294,300	332,000	352,800				
	88		294,500	332,300	353,100				
	89		294,900	332,600	353,500				
	90		295,100	332,800	353,800				
	91		295,300	333,200	354,100				
	92		295,500	333,500	354,400				
	93		295,900	333,700	354,700				
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
再雇用職員		153,900	179,300	202,900	214,800	235,500	246,900	269,800	301,900

備考 この表は、技術職員(栄養士、学校薬剤師及び診療エックス線技師)に適用する。

別表第7(第11条関係)医療職本給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	

56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600		
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
110	297, 600	328, 500	362, 600			
111	297, 800	328, 800	363, 100			
112	298, 100	329, 100	363, 500			
113	298, 400	329, 400	363, 900			

	114	298,600	329,800	364,300				
	115	298,900	330,100	364,800				
	116	299,100	330,400	365,300				
	117	299,400	330,600	365,700				
	118	299,700	330,900	366,200				
	119	300,000	331,200	366,700				
	120	300,300	331,400	367,200				
	121	300,600	331,600	367,500				
	122	301,000	331,900					
	123	301,300	332,200					
	124	301,600	332,500					
	125	301,800	332,700					
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					
	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
再雇用職員		188,900	205,300	220,500	228,600	238,500	261,900	280,000

備考 この表は、技術職員(看護師及び保健師)に適用する。